平成２３年（フ）第３１９号
福井県勝山市沢町２丁目２番９号
破産者　白﨑　浩司
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３１５号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字堀之内30番地１
破産者　国東電気こと　東　　徳一
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４０６号
名古屋市守山区鳥羽見３丁目２－２　島田裕子方、開始決定時の住所名古屋市守山区松坂町137番地
破産者　島田　勝利
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７９８号
愛知県春日井市中切町１丁目５番地１　アーバン・シャトレ202号
破産者　新谷可奈子（旧姓宮﨑）
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４４３号
名古屋市西区中小田井５丁目209番地　クレールＯＴＡＩ－３Ｆ号
破産者　岡　あけみ
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０８０号
名古屋市熱田区大宝２丁目４番６－504号　白鳥パークハイツ公園通り
破産者　田邊　　祐
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４２３号
愛知県津島市藤里町２丁目34番地　ヴィラ藤里Ｉ－Ｂ棟102号
破産者　エーダイこと名西機工こと　立松　英幸
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５２０号
名古屋市中川区柳堀町１番22号　加藤マンション205号
破産者　久保　和美
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６６０号
大阪府岸和田市土生町1294番地の４ハッピーハウス21―103号
破産者　中島　將元
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７９３号
大阪府泉大津市寿町13番23号、開始決定時大阪府和泉市室堂町５－１－１－606
破産者　扇谷　秀子（旧姓川上）
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８１８号
大阪府泉大津市助松町３丁目１番31―201号
破産者　壽﨑　芳子
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
神奈川県横浜市都筑区牛久保１丁目22番61号、開始決定時の住所神戸市垂水区下畑町字真田山277番地の19
破産者　梶川建築設計事務所こと　梶川　孝之
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１４６号
神戸市灘区六甲台町７番19―412号
破産者　土江　秀香
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１４７号
神戸市灘区六甲台町７番19―412号
破産者　土江　靖代
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２４０号
神戸市灘区楠丘町３丁目８番８号
破産者　山野　拓夫
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４１７号
兵庫県姫路市八代本町１丁目７番２号
破産者　山本　美加
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１３０号
長崎県大村市平町1837番地、前住所長崎県大村市平町1840番地５
破産者　馬場　幸徳
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第６８０号
熊本市新町４丁目７番37―905号
破産者　土井　恵司
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部